

厚生常任委員会

平成27年6月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○井上 卓也	伴 吉晴
平川 理恵	濱 眞理子	奥村 容子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	福田 善行
国保医療課長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	浦野 歩美	住 民 課 長	安藤 容子

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員が出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

先の臨時議会で、厚生常任委員会の構成が変わりまして、私が互選により委員長にならせていただきました。この1年間、委員長を務めさせていただきますので、井上副委員長とともにですね、皆さま方、どうかよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、改選後最初の委員会ですので、部長から係長以上の職員及び新規採用職員のご紹介をしていただきたいというふうに思います。 植村住民生活部長。

住民生活
部長

（ 理事者紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員さん以外は退出していただいて結構ですので、ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

（ 午前9時4分 休憩 ）

（ 午前9時5分 再開 ）

委員長

それでは、再開をいたします。

本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名をいたします。
署名委員に、井上委員、伴委員のお2人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり
でございます。

初めに、1. 付議議案について、(1) 議案第31号 平成27年度
斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま
す。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

失礼いたします。それでは、私のほうから、議案第31号 斑鳩町介
護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例の要旨をごらんいただけ
ますでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明をさせていた
だきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例(要旨)。低所得者の介護
保険の保険料負担の軽減を強化することを内容といたしました介護保険
法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正
する政令(平成27年政令第211号)が平成27年4月10日に公布
及び施行され、平成27年度分の保険料から適用されることとなったこ
とから、斑鳩町介護保険条例(平成12年3月斑鳩町条例第29号)で
定める保険料率について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございます。

初めに、(1) 保険料率の軽減についてご説明をいたします。平成2
7年度から平成29年度における斑鳩町介護保険条例第3条第1号、い
わゆる保険料段階区分が第1段階の第1号被保険者の保険料率を、現行

31, 500円から28, 200円に、3, 300円を軽減するものでございます。

次に、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用いたします。また、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、経過措置といたしまして、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたします。

なお、条例本文と新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第31号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けをいたします。何かご質問はございませんか。 伴委員。

伴委員 これ、こういう形で軽減という形になっていますねんけど、これは、この要旨のところからいくと、そういう政令化、公布、施行されたことからこういう形になったと。

これは、第一段階だけこういう形でいろうよという形、まあ言えば政令であったわけですか。

福祉課長 今、伴委員のご質問でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、国のほうで第一段階の方のみの軽減ということであられたものでございます。

伴委員 もう1つお聞きしたいんですけど、これによって、金額、まあ言うたら本町の影響額っていうのはどのような格好になるわけでしょうか。

福祉課長　この改正に伴う影響額でございますけれども、平成27年度における保険料減額でお答えさせていただきますと、第6期の介護保険事業計画におきましては、第1段階の被保険者を1,298名と見込んでおりまして、総額で、今回、428万3,400円を軽減することを考えておるんですけれども、そのうち、町が負担する割合が4分の1となりますので、約107万円、影響額が出てくると考えております。

伴委員　それなら、本町の影響額107万円に対して、国からのほうからそれに対する、補てんっていいですか、ちゃんと見てもらえるかというようなことはどうなっているのでしょうか。

福祉課長　すみません、ちょっと私、説明がうまくできなくて申しわけないです。トータルといたしましてこの影響額が約428万4千円出てきます。この軽減をすることによってそれだけ影響額が出てくるわけですが、そのうちの負担割合といたしまして、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となりますので、その4分の1分、約107万円が町の持ち出し分ということになります。

伴委員　それでまあ、国のほうからこういう形で減額って言うことに言うてきてはって、そしてこういう額が出ると。これはまたほかの部分でそういうのは見ていただくようなことというのは。もうまるごと、これ、107万円はうち、うちの本町はマイナスになるといいますか、そういういう形で考えてええわけですか。

福祉課長　おっしゃるとおりでございます。

委員長　ほかに。　濱委員。

濱委員　低額所得の方の保険料が安くなるという、減額されるということは何も反対のことではなくて歓迎することですけれども、きょうのこのあと

の報告事項の中に、保険料の支払いがやっぱり滞っている方っていうのも、数字が出ていますけれども、低所得の方の、これは町のほうから軽減でこの金額になりますっていうことですが、実際に保険料の負担をしにくいとか、保険料を払い込みができていないっていうような方っていうのは、やはりその低所得の方に多いと思うんですけども、そういった方っていうのはどれぐらいいらっしゃるのかというのはわかりますか。この金額になってでもやはり負担ができないというような方というのは。

福祉課長　　すみません、具体的な数字でどれぐらいの割合っていうことは、今、数字持っていないんですけども、確かに本人非課税の方、所得が少ない方の滞納の割合が高いというのは確かでございます。

委員長　　池田副町長。

副町長　　もう介護保険、もうご存じのように、特別徴収、年金徴収から引かれている方というのは、これは100%徴収率あります。それとあと普通徴収、年金18万未満の方、普通徴収ですので、この方がほとんど、全てということです。ということは、年金が18万未満と、それでまだそれ以外に別に不動産所得があればそれは別問題ですけども、こういう方は少ないということで、やはり介護保険の滞納っていうのはやはりこの普通徴収の方であるということで、いわゆる所得の低い方が占めておるとい、こういう状況です。

濱委員　　だから、減額をするっていうことはとても大事ですけど、減額をしてもやはり払えない方っていう方、滞納されている方っていうのがあってというのが現実だったら、やっぱりその辺のところっていうのは、これは条例改正ですのでね、何も反対というのじゃないですけど、やっぱりその辺のところまで突っ込んで見ていかないといけないということで、意見として述べさせていただきますけども。

委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第33号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(2) 議案第33号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額補正することなく、歳入予算の款項のみを補正するものでございます。

その内容といたしましては、介護保険料の段階が第1段階に該当する者の保険料軽減分の公費の繰り入れと、その軽減分に係る介護保険料の

減額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。

第1款 保険料、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料で、介護保険料の段階が第1段階に該当する者の保険料軽減分428万4千円を減額補正し、また、あわせて、保険料軽減分の公費繰り入れ分428万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第33号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、私のほうから1点だけ。今回の第1段階に定める保険料の軽減ですけれども、まず、消費税が上がるとまた完全実施される予定の低所得者軽減強化に伴うですね、町の負担っていうのはどれぐらいになるように、今、町のほうでは計算されているのか。第2段階、第3段階とか。もう国のほうで試算が、試算というか低所得者の軽減に伴う試算というか、式がもう国のほうから出ていると思うんですけれども、それに伴う町の影響額っていうのは、どういうふうになるのか。

福祉課長 今、委員長おっしゃいました第2段階目の軽減のことにつきましては、まだ現在、国のほうで検討中でありますので、試算等は出ておりません。ただ、現在示されている情報ではですね、第2段階、第3段階について、平成29年度から、2年後になりますけれども、軽減する方向で、今、調整がされているということでございます。

委員長

はい、わかりました。私の勘違いでしたので。
ほかに委員の皆さま方から質疑ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決す
べきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項について、(1)平成26年度国民健康保険
税の不納欠損についてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、(1)の平成26年度国民健康保険税の不納欠損について、
ご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、資料1をごらんいただけますでしょうか。平成26
年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行でございま
す。平成27年3月31日付で、地方税法の規定に基づきまして、徴収
することが不能なものにつきまして、合計で1,852万3,462円の
不納欠損処分を行っております。実人数では163人となっております。

この内容を事由別にご説明申し上げますと、初めに、地方税法第15
条の7第4項では、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が
消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財
産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫

させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときに滞納処分の執行を停止することができます。その後、3年間状況が変わらない場合は、納入義務が消滅いたします。この事由により不納欠損処分を行ったものは、26人、585万50円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項では、滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときには、直ちに消滅させることができるものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、2人で30万6,500円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効に係るもので、5年の時効により徴収権が消滅したものでございます。具体的には、滞納処分可能な財産がないなどの事由で執行停止をされましたが、執行停止が3年間継続するよりも早く消滅時効が成立したため不納欠損処分を行ったものでございます。実人数で135人、1,236万6,912円となっております。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただけますでしょうか。この表は、平成26年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものでございます。表の一番下の欄に、件数と、複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させていただいております。

恐れ入りますが、次のページ、2枚目、資料の2枚目をごらんいただけますでしょうか。この表は、不納欠損の状況につきまして、平成21年度からの推移でございます。平成26年度の不納欠損処分額を前年度と比較いたしますと、平成25年度の3,232万7,895円に対しまして、1,380万4,433円の減となっております。

ご存じのように、被用者保険の加入者が一定した所得を安定的に得られる人がほとんどであるのに対しまして、国民健康保険は、低所得者や無職者など所得が不安定な人を多く抱えているという構造的な問題等から収納率の低下を余儀なくされており、これが滞納の原因の1つとなっ

ております。しかしながら、単に時効により不納欠損をするということは、税負担の公平性の観点から問題があるところがございます。滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保し、納付相談や納付指導を密にするとともに、地方税法や国税徴収法などの法令に基づいた処理とあわせまして、文書や電話での催告、臨戸徴収を今後も強化してまいりたいと考えております。また、滞納者の中には、納付能力があるにもかかわらず国保税を納付しない人もあり、何度も催告を実施しても自主的な納税がない場合には、財産調査等を実施した上で粘り強く納税交渉を行ってまいりたいと考えております。

今後も、不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないよう、滞納者の生活状況等の把握に努め、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な滞納処分を行ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 すみません、よくわからないので質問させていただくんですけども、これ、26年度ですので、この中に含まれている人がまた27年度にもまたもう1度登場するっていうことがあるんですか。聞き方悪いんですけども。

国保医療課長 生活保護等に振られた方につきましてはかかりませんが、引き続き、国民皆保険でございますので、課税をされているということでございます。

濱委員 この中に含まれている方がまた、納付しないのを続けるとまた登場するんですか。

国保医療課長 当然、滞納処分してまいるということになります。

濱委員 わかりました。滞納されているというか、払っておられないということでしたら、保険証が交付されていないということですね。その辺のことをちょっと教えてほしいです。

国保医療課長 保険証は全員の方に当然行きわたるようにはなっておるんですが、滞納が続いておられる方、これにつきましては短期証の発行を行っております。1か月、3か月、6か月、1年という単位で、納税状況に応じて保険証をお渡ししておると。その期限が過ぎたらまた来ていただいて、それで生活状況等を聞き取る上で納税相談にのっておるとというのが現状でございます。

濱委員 そのことですが、納税状況に応じて1か月から1年の長さの分を交付されているということですが、その納税状況っていうのはどんなようなことですか。

国保医療課長 分納誓約を行うわけなんですけど、確実に履行していただいている方というのは、長期、1年の保険証をお渡しすると。約束したにもかかわらずその約束を履行しない方があるんですが、その方については、3か月、6か月というスパンを切ってお話しさせていただくという状況でございます。

濱委員 状況で、分納で、1回分よりももっと金額的には少ないけれども、少しずつでも払っていらっしゃる方っていうのがそれに該当するんでしょうか。

国保医療課長 1か月、1万円やったら1万円、もう納付書をお渡しして、必ず納めてくださいよということで約束するわけなんですけど、それが2か月、3か月と飛ぶ方があるんです。その場合には、いわゆる1か月とか、その短

いスパンのにして、とにかく会える機会を、当然こちらに来られますので、保険証が切れますので。それで納税相談、指導を行っておるということでございます。

濱委員 悪質な例もあるとおっしゃいましたけれども、そうでない方のほうが圧倒的に多いと思います。その1万円っていうその分は、今までたくさんずっと溜まってきたうちの1万円を少しずつ払うっていうことですね、今おっしゃったのはね。そうしたら、保険証が受け取りに必ず来なくちゃならないと、そのときに対面をして、納税の、進めるというか、お話をさせてもらうということですけども、とりに来られない方っていうのはどのぐらいありますか。

国保医療課長 ことしの分でいいますと、呼び出しいうんですか、納税相談に来てくださいうことで、137世帯の家庭に別途文書を送っております。それにもかかわらず保険証をとりに来られない世帯というのは、該当されない方ですね、58世帯ですね、来庁されない方が58。居所不明が3世帯、転出された方が4世帯、それと職権消滅と、あと資格喪失が5世帯という構成になっております。70世帯の方が来庁されていないという状況でございます。

濱委員 理由がいろいろですけれども、とりに来られていない方がいらっやって、70のうち58は理由なくとりに来られてないということですね、先ほどもありましたけれども、国民健康保険の方っていうのは、高齢の方であったりとか、また、厚生の方の収入が不安定であったり、少なかったりという方が多いということですけども、このとりに来られていない方たちが、健康でもうびんぴんしてお医者さんになんか無縁だっということではないと思いますが、こういった方が健康保険証を手元に持っていらっやらないということは、医療にかかれないうるか、かかったら保険が使えないという状況ですね。そこら辺っていうのは、先ほどおっしゃった、呼び出しとおっしゃいましたけども、この呼び出し

ってというのは、どういったような感じの文章で出されているんでしょうか。

私の言いたいのは、町のほうから、役場のほうから、滞納しているから来なさいという、そういうような厳しい呼び出しというかそういう感じなのか、本当に困っている方なので、医療保険も使えないからご相談においでくださいという感じなのか。それによってね、やっぱり理由はちょっとわかりませんが、役場にお問い合わせにしたらあれですけども、保険証を発行してほしいっていうことで来所する、そういうのってというのはずいぶんと違うと思うんですけども、いかがでございましょうか。

国保医療課長 本当に困っておられる方というのは、地方税法の規定に基づきまして滞納処分を行いますので、滞納分については消滅していくということなんです。町のほうは、滞納があるということで、生活状況並びに納税について相談に来てくださいということで、保険証の発送のときに別途そういう形で送っておると。本来、本当に生活が困窮していることであれば、もう税法の規定により処分するわけなんですけど、全く何の反応もない方というのが、この結局来庁なしの58人。本当に医者にかからんなん、いざとなったときはやっぱり来られるんですよ。そのときに話をさせていただいて、分納誓約なり、いろいろと相談させていただくということで処理を行っております。

濱委員 そうしたら、本当に滞納していて保険証持っていないけれども、どうしてもお医者さんにかかりたいってことで相談に窓口においでになったときに、その方が、この国民健康保険の分野だけでなくって、他のことでもやっぱり、滞納もあるし、生活に困っているっていう話をその方から聞いたら、それなりの、町として対応をするということですか。

国保医療課長 客観的にその事実が確認できましたら、当然、法律に基づいて処分を行います。

濱委員 本当に困っておいでになって、もちろん分納もしていないし、払うことができないという方については、差し迫った受診はできるようになっていふうにできるんですか。

国保医療課長 急に入院せんなんとか、そういう生命にかかわるような話でございますので、その場合にはちゃんと納税の指導もさせていただいた上で保険証を発行、お渡ししております

濱委員 お話はわかりましたけれども、本当に困っている方っていうのが、入院等急なことでなくても、どうしても継続的にかかりたいとか、いろいろ急なことでなくてもね、あると思うんです。そういう方に十分に対応していただいて、短期の証明証っていうのでなくって、きちっと医療保険かかれるようになっていふのをやっぱり保証をするっていうことが一番大事なことだと思います。もちろん生活が大変で保険料を払っていないということはあるけれども、そのところは公平にということでもなくって、公平にということはやはり公平に医療も使えるというところに公平っていう言葉を持っていていただきたいと思いますので、先ほどおっしゃいましたように、相談に来られた方の生活全般っていうものもしっかりとサポートしていただいて、健康保険医療、医療証っていうものがきちんと行き渡るような、そういう方向で対応していただきたいと思いますので、お願いをいたします。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 先ほど課長申しましたのは、健康保険をとりに来てくださいというのは、あくまでも納税相談の接触機会を持つということでもあります。ですから、来られた場合には必ず健康保険証はお渡ししているということでございます。滞納があるから健康保険渡さない、というようなことは一切ありません、あくまでもとりに来ていただくことで相談をさせて

いただく機会を設けたいというのが本旨でございます。しかも、もちろん健康保険なしでですね、医療にかかれた場合には、ご承知かと思いますが、10割負担しなければいけない。しかも、診療報酬1点10円ではなくて、1点15円とか、自由診療ですから、1点15円とかになって莫大な、莫大ちゅうたら怒られますけど、多大なですね、医療費を払わなければならない。それを考えれば、当然、住民さんの方もその辺はよくご存じで、納税相談に來られて健康保険を取得して、それで病院に行かれるということが一番得策であるということをご承知やと思います。あくまでも、健康保険を発行しないとか、発行を拒否しているということではなく、結局そういう機会を持ちたいというのが趣旨でございます。

なお、その際に、当然生活が困っているということになれば、これは国保医療課ではなくてですね、福祉課の生活保護の担当者にですね、それをつなげていくのか、あるいは、生活保護に至らなかった場合には生活困窮者の施策の中でどう対応できるのかということで、国保医療課の枠を超えてですね、対応させていただくということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。 平川委員。

平川委員 すみません。ちょっと伺うんですけど、初めてですのでわからないことがありますしてお伺いしたいんですけども、この地方税法第18条第1項の135件というのは、催告されている年の時効は停止すると思うんですけども、それでも時効が到来したっていうのはどういう事情なんでしょうか。

委員長 山崎国保医療課長。

国保医療課長 これにつきましては、いわゆる地方税法の第15条の7第4項と関連してまいりまして、執行停止を行うわけなんですけど、3年継続したら消

えるわけなんです、それ以前の分がその方もありますので、それが消えていくと、消滅、5年の時効が過ぎて消えていくということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に移らせていただきまして、(2)平成26年度介護保険料の不納欠損についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(2)平成26年度介護保険料の不納欠損について、ご報告申しあげます。

恐れ入りますが、お手元の資料2をごらんいただけますでしょうか。

平成26年度では、平成27年3月31日付で、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった保険料について、納付者数、実人数でございますけれども、94人分、330万5,580円を不納欠損しております。

不納欠損処分した事由でございますが、全て介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから、未納のお知らせ、納付の督促等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから不納欠損を行ったものでございます。

下の表は、今回不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成20年度から平成24年度の5か年分となっております。

次に、資料の2枚目でございます。(3)不納欠損の状況といたしまして、平成21年度から平成26年度までの欠損処分を行いました納付

者数、実人数と保険料の推移をお示ししております。平成26年度と前年度の25年度を比較いたしますと、納付者数で22名分、95万3,030円の増となっております。このことにつきましては、今回不能欠損を行いました年度のほとんどが平成24年度分の保険料でございますので、この年度は第5期の初年度でございます。保険料額基準額が前年と比較し、約22%増加したことがその主な原因ではないかと考えているところでございます。

その下の事由別の表でございますけれども、各年度とも消滅時効による不納欠損で、納付者数、保険料とも上の表と同じでございます。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも適正な処理を努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、平成26年度の介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何とぞご了承賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(3)平成26年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 (3)平成26年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、ご報告を申しあげます。

恐れ入りますが、資料3をごらんいただけますでしょうか。

平成27年3月31日付で、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまして滞納処分を行ったものでございます。滞納処分を行った者は、実人数で7人、金額で55万9,100円となっております。

ります。事由につきましては、転出、死亡及び居所不明等により時効となったため徴収権が消滅したことによりまして滞納処分を行ったものでございます。

今後も、後期高齢者保険料の不納欠損処分につきましては、国民健康保険税と同様、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように滞納者の生活状況等の把握に努め、負担の公平性が損なわれることのないよう適正な滞納処分を行ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。何かございませんか。 伴委員。

伴委員 この下のほうに、不納欠損の状況で、参考に23年、24年、25年と、こう、書いていただいています。この実人数がわかればありがたいんですが、わかりますやろか。

委員長 今すぐにやりますか。25年度の実人数は7人で、1年前の資料に載っているんですけど。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 平成23年度、実人数14人でございます。24年度については9人、25年度については8人となっているということでございます。

委員長 ほかに委員の皆さま方、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(4)平成27年度臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてを議題といたします。
理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、（４）平成２７年度臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、ご報告申し上げます。

初めに、資料の確認をお願いしたいと思います。

資料４、平成２７年度「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」についてをもとに、両給付金の概要と今後のスケジュール、予定ですけれど、についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（１）給付金の概要でございますが、こちらには、給付金の趣旨、基準日、また、支給対象者／支給対象児童等、その概要をまとめさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、１番下の欄の対象者数の見込みでございますが、臨時福祉給付金の対象者は約４，７００人、子育て世帯臨時特例給付金では、対象者数を約３，９００人と見込んでいるところでございます。

昨年度の給付金との主な改正点でございますけれども、臨時福祉給付金につきましては、基準日が平成２６年１月１日から２７年１月１日に変わったこと、支給額が支給対象者１人につき１万円から６千円に変更され、また、加算措置がなくなったことでございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、基準日が平成２６年１月１日から平成２７年５月３１日に変わったこと、支給対象者が、２６年１月分の児童手当の受給者から平成２７年６月分の児童手当の受給者に変更されたこと、支給額が対象児童１人につき１万円から３千円に変更されたこととあります。

また、昨年度の給付金は、両給付金の支給対象に該当する方は、臨時福祉給付金のみの受給でありましたけれども、平成２７年度の給付金につきましては、両給付金の支給対象に該当する方は、両方の給付金を受給できることとされております。

次に、今後のスケジュールの予定でございます。

まず、両給付金とも、国から事業費の補助金の受け入れが９月下旬と予定されているため、支給については１０月以降となります。

このため、臨時福祉給付金につきましては、８月下旬に対象と思われ

る方に申請書等、案内を送付させていただきまして、9月より受け付けを開始する予定で、現在、電算システムの関係や税務課との協議等、その準備を進めております。住民の皆さまへの周知につきましては、8月に制度概要や申請手続き等を広報や町ホームページで周知・お知らせを行っていきたいと考えております。

そして、9月より申請の受け付けを開始し、10月より給付金の支給を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しあげます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、支給対象者が、平成27年6月分の児童手当の受給者と同様でありますもので、5月末に送付いたしました今年度分の児童手当現況手当の様式に子育て世帯臨時特例給付金の申請書も加えた形で送付しておりまして、既に6月1日より受け付けを始めさせていただいております。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 臨時福祉給付金の4,700人の対象者の方に8月下旬に送付をするということですが、それから8月広報にも載せるということですが、4,700の方が、これは申請をしないと始まらないことですね。そうしたら、その辺の漏れ落ちというか、申請のない方っていうのはどんなふうにとっておられますか。

福祉課長 委員おっしゃりますとおり、これは申請をいただいて初めて給付ができますもので、4,700人の対象者と、まずその4,700人といいますが、本人が住民税非課税等ですね、均等割の方に対して把握している数字でございますけれども、この臨時福祉給付金等、どなたかほかの方に税の扶養に入っている場合は対象外となりますので、この4,7

00人、イコールではないことになります。当然、4,700人より少ないことも十分に考えられます。ただ、有効期間等、期限をつけてですね、受け付けを開始するわけですけれども、その期限等を見まして、その中でさらに周知をどんどんしていかなければならないとも思っておりますし、まだ、期間後、まだ申請者数が出ていない場合はさらに延長等も考えていかなければ、受け付けの延長等も考えていく必要があるのかと考えております。

濱委員 減額されたとはいえ、こういった給付金っていうのは大事なものです。その趣旨のところにも消費税の引き上げに際していうふうに書いていますけれども、この消費税の影響っていうのはこの対象者以外の方にももちろん及んでいますけれども、できるかぎり丁寧に、漏れ落ちのないようにといたらあれですけども、あくまでも申請っていうところでは、相手に預けた形ですけども、できるだけきめ細やかに拾い上げができるように、期間延長という話もありましたけど、対応していただきたいと思います。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(5)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境対策課からの報告事項といたしまして、平成26年度の廃棄物・資源物の処理状況がまとまりましたので、その概要につきまして、また、現在、進めております衛生処理場焼却棟解体撤去工事の進捗状況、そして、先般、5月30日に開催をいたしたいかがるの里クリーンキャンペーンの結果につきまして、それぞれご報告をさせてい

たきます。

まず、平成26年度の廃棄物・資源物の処理状況につきまして、資料5に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

資料5の1ページから3ページにかけては、ごみ排出量の種類別・月別の比較といたしまして、家庭系廃棄物、家庭系資源物、事業系に区分をいたしまして、それぞれ比較をしております。

まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、上から3段目にございます粗大ごみにつきまして、前年度と比較いたしまして約4トン増加をしておりますが、それ以外の可燃ごみ、不燃ごみ、有害・危険なごみといったところは全て前年度を下回っております、廃棄物の量全体といたしましては、前年度と比較して4%、量にして約146トン減少をしたところであります。

次に、2ページの家庭系資源物の排出量であります。

資源化処理するために回収をいたしました7種類のうち、上段にございますビン類・缶類は前年度より約6トン減少しておりますが、それ以外は全て前年度の排出量を上回っております。特に、上から5段目の生ごみにつきましては、現在、モデル事業として分別収集を実施をしておりますが、平成26年度末には、46自治会、4,378世帯、町の4割に当たる世帯にまで分別の取り組みが広がっておりまして、それに伴い、排出量も、前年度と比較して26%、量にして約65トン増加している状況であります。また、上から6段目の枝葉・草類も、前年度と比較をいたしまして10%、量にして約42トン増加しているところでもあります。なお、家庭系資源物の下段に小型家電とあり、平成26年7月からの回収量が表示されておりますが、これは、平成26年7月より環境省の事業であります小型家電リサイクルシステム構築実証事業の協力市町村として、町内5か所の公共施設と2か所の商業施設に小型家電回収ボックスを設置をいたしまして回収を試行したところであり、2.15トンの小型家電を回収をしたところでもあります。なお、この小型家電の資源化処理につきましては、本年4月より実証事業から本格実施に移行をしております。

このように、家庭系資源物の排出量につきましては、生ごみや枝葉・草の増加などがございまして、前年度と比較をいたしまして7%、量にして約114トン増加をしておりますが、1ページ目の廃棄物と合わせました家庭系の合計で見ますと、前年度と比較をいたしまして1%、量にして約32トンの微減となったところであります。

次に、3ページ目の事業系につきましては、合計で、前年度と比較いたしまして2%、量にして約32トンの増加になっておりますが、これにつきましては、富雄川や竜田川など奈良県が管理されている河川の除草作業につきまして、従来よりも広範囲で行われたことによりまして、枝葉・草の搬入量が前年度よりも大幅に増加したことによるもので、焼却処分をしております可燃ごみにつきましては、事業系におきましても着実に減少をしているところであります。

以上の結果、平成26年度の家庭系・事業系を合わせました総排出量につきましては、前年度とほぼ同量の6,408.62トンとなったところであります。

次に、この排出量あるいは資源化状況が、奈良県や全国と比較した場合、当町はどうなっているのかということではありますが、資料5の4ページに記載をしております。現時点では、奈良県や国のデータは平成25年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、まず、ごみの排出量につきまして、住民1人1日当たりの排出量という指標で示しております。当町は、平成26年度、住民1人1日当たりの排出量は621グラムとなっておりますが、奈良県民1人1日当たりにはいたしますと、平成25年度で918グラム、国民1人1日当たりでは958グラムとなっております。

次に、総ごみ発生量のうち、焼却や埋立てといった処分ではなく、資源として再生利用された割合、いわゆる資源化率につきましては、当町では、平成25年度に初めて50%を超え、平成26年度では、前年度から2.4ポイント上昇の52.8%となったところで、奈良県平均の13.1%、全国平均の20.6%と比較をいたしまして高い資源化率で推移しているところであります。

当町は、平成24年3月末をもって、幸前にございます衛生処理場での焼却処理を廃止し、現在は、三重県伊賀市に所在をいたします民間業者に焼却処理を委託しながら、ごみを燃やさない埋め立てない町の実現に向けて取り組んでおりますが、平成26年度におきましても資源化率が向上しているということで、一歩ずつではありますが、その町の実現に近づいているものと考えているところであります。

次に、衛生処理場焼却棟解体撤去工事についてであります。

衛生処理場焼却棟解体撤去工事につきましては、昨年12月17日に工事請負契約の締結につきまして議決をいただき、直ちに本契約を締結し、平成28年8月5日までの597日間、3か年の継続事業で工事を進めているところであります。その進捗状況であります。平成26年度につきましては、労働基準監督署を初めとする関係官庁への申請手続きや解体工事に入る前のダイオキシン類の除染作業への準備といたしまして、施設の密閉化、クリーンルームの設置、除染水の処理設備の設置を行ったところであります。その施設の密閉化につきましては、労働基準監督署の検査を経まして、平成27年4月より5月中旬までの間で焼却棟内部のダイオキシン類の除染作業を行ったところであります。その後、除染後の施設内のダイオキシン類濃度の測定検査で基準値をクリアしたことから、今月、6月から本格的に解体撤去工事に入り、現在、焼却棟内部に重機を入れるため、外壁の一部を取り壊す作業を取り掛かっているところで、今日までの進捗率は全体の30%程度となっております。今後は、焼却棟、そして煙突が解体をされまして、28年早々にも、ごみ焼却施設の象徴でもございます煙突本体の解体が終了する予定となっております。今後も、解体撤去工事中は、事故がないよう細心の注意を払ってまいります。

最後に、去る5月30日に開催をいたしたいかるがの里クリーンキャンペーンについてであります。当日の参加者につきましては、この日に合わせて地域の清掃活動をされた自治会も多くございまして、活動された自治会から報告されました参加者の方を合わせまして約3,400人の方が、このごみゼロの日に合わせて清掃活動を行っていただいた

ところであります。当日、自治会清掃分を除き、回収されたごみは、可燃系で50キロ、不燃系で680キロ、草類で100キロ、合わせて830キロとなっております。

また、クリーンキャンペーン終了後、役場東側駐車場で開催をいたしましたごみ減量フェアにも、子どもから大人の方まで多くの方に参加をいただき、半日ではございましたが、ゲームやパネル展示、あるいは環境クイズなどを通じて、ごみ減量、あるいはごみ分別の必要性を考えていただくいい機会になったのではないかと考えているところであります。

当日、委員の皆さまも早朝からご参加いただきましたことに対しましてお礼を申しあげまして、環境対策課からの報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。 平川委員。

平川委員 すみません、これまでの流れがちょっとわからないのでお伺いしたいんですけども、焼却棟の撤去工事が始まった場合、今、ごみの持ち込みをそこでされていると思うんですけども、そのことについては変更とかがないのでしょうか。

環境対策課長 設計段階から、持ち込み場所は今の、現施設を利用するという形態をとった設計になっておりますので、今も変わらず衛生処理場のほうでごみの持ち込みを受け付けております。

平川委員 撤去工事が本格化してくると、重機などが入ってきたりとかして、あの建屋自体が解体されると思うんですけども、それでも住民の方々が出入りしてごみを持ち込むっていうこと自体は今までどおりということではよろしいのでしょうか。

環境対策課長 工事の進捗状況によりまして持ち込んでいただくスペースは変わりますけれども、住民の方が安全に出入りできる動線は確保しておりますので、それは問題なく持ち込んでいただけるというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで皆さま方に、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思います。

議会の改選前の厚生常任委員会におきましては継続審査となっております案件は、ただいま栗本課長からご報告がありました環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでありました。

環境保全及びごみ減量化等の問題はですね、斑鳩町のまちづくりの基本目標でもありますので、引き続き環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましては、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、皆さま方、ご異議ございませんかね。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うということといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますように、お取り計らいよろしく願いをいたします。

それでは、次に、(6)議案第32号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。

中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項（６）議案第３２号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）につきまして、今回の補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私よりご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の７ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入予算の第１４款 国庫支出金、第１項 国庫負担金、第１目 民生費国庫負担金で、介護保険料の所得段階が第１段階に該当する者の保険料軽減強化に伴う負担金が交付されますことから、２１４万１千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の第１４款 国庫支出金、第２項 国庫補助金、第２目 民生費国庫補助金で、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、また、子育て世帯に対して臨時特例的な措置として給付金が支給されますことから、その費用に係る補助金といたしまして、第１節 児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費及び事務費補助金１，３９５万円の増額、第３節 社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業費及び事務費補助金３，８４８万４千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、第１５款 県支出金、第１項 県負担金、第２目 民生費県負担金でございます。国庫負担金と同様の理由によりまして、介護保険低所得者保険料軽減負担金１０７万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、９ページにお移りいただけますでしょうか。

歳出予算の第３款 民生費、第１項 社会福祉費でございます。

初めに、第９目 介護保険事業繰出費で、歳入で申しあげました介護保険料軽減強化に伴う介護保険事業への繰出金４２８万４千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第１３目 臨時福祉給付金給付事業費では、歳入で申しあげま

したとおり臨時福祉給付金が支給されますことから、その支給に要する費用3,848万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページをお開きいただけますでしょうか。

続いて、その下の第2項 児童福祉費でございます。

第2目 保育園費で、本年度から多子世帯の負担の軽減を図るため、町独自の新たな子育て支援策といたしまして、同時在園等の3歳未満児の保育料を従来の2分の1から4分の1へ引き下げを行っております。その保育料減収額の一部に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用することから、財源振替をお願いしております。

最後に、第6目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、歳入で申しあげましたとおり、子育て世帯臨時特例給付金が支給されますことから、その支給に要する費用1,395万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第32号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）のうち、住民生活部の所管に関するものの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、そのほかに理事者のほうからご報告はございませんか。中原福祉課長。

福祉課長 失礼いたします。福祉課から、2点ご報告を申しあげることがございます。

まず1点目は、例年、夏に実施しております福祉課所管の夏の行事の日程のことについてでございます。一日里親会、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いの日程等についてでございます。

最初に、一日里親会でございますが、7月24日金曜日を予定しております。行先といたしまして、三重県伊賀市でございますモクモク手づくりファームを予定しております。

次に、1泊2日の心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、7月26日日曜日から27日月曜日を予定しております。行先といたしまして、京都市の東映太秦映画村や、宿泊地といたしまして滋賀県の雄琴温泉などを予定しております。

また、身体障害者ふれあいの集い、これは日帰りの分でございますけれども、こちらにつきましては8月20日木曜日を予定しております。行先につきましては、和歌山県の南部方面を予定しております。

これまで、議長並びに厚生常任委員の皆さま方には、これらの事業にご協力をいただいておりますけれども、大変お忙しいと存じあげます中、今年度から、町議会より各事業にそれぞれ1名のご代表をもってご協力いただきたいと考えておりますので、議長及び委員長にはご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告の2点目でございます。保育所の入所状況につきまして、本年4月1日に斑鳩黎明保育園が開園されましたので、その入所状況と、町立の保育園、広域保育の入所状況もあわせてご報告を申しあげたいと思います。

斑鳩町在住児童の保育園入所総数は476名となりまして、昨年と比較し、23名増加しており、保育に対するニーズに対応できたと考えております。

その内訳でございますけれども、斑鳩黎明保育園の入所児童数につきましては、平成27年6月1日現在、斑鳩町在住の入所児童数は79名となっております。次に、町立保育園の入所児童数でございますが、たつた保育園、あわ保育園合わせまして330名でありまして、昨年同日現在と比較し、23名減少しております。また、その内訳でございますけれども、たつた保育園につきましては116名、あわ保育園につきましては214名でございます。また、町外保育所への広域入所児童数は67名で、昨年と比較いたしますと33名減少しております。

これらの状況から、斑鳩黎明保育園が開園されましたことに伴いまして、町立保育所、広域入所の入所児童数が減少したと考えております。

以上、保育所入所状況のご報告とさせていただきます。

福祉課からは以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長　　まず、ただいまご報告ありました福祉課からの2点について、何かご質問、ご質問はございませんか。　濱委員。

濱委員　　すみません。保育所の現在の人数は、定員に対してはいかがなんですか。まだあきがある状況ですか。お待ちいただいている状況ですか。

福祉課長　　たつた保育園につきましては、定員が120名のところ116名でございます。あわ保育園につきましては、定員が230名のところ214名で、待機の状態は出ておらない状況でございます。

濱委員　　その新しい黎明のところはいかが。

福祉課長　　黎明保育園につきましては、定員が90名でございます。現在、斑鳩町在住の方が、79名の児童の方が入所されておりまして、町外からの受託の児童が4名いらっしゃいます。合計83名入所されているという状況でございます。

濱委員　　そうしたら、今のところ受け入れの分は若干あるということですね。わかりました。

委員長　　平川委員。

平川委員　　黎明保育園、今年の4月に開所ということで、ほかの今までの町立の保育所から移ってこられた方々も当然いらっしゃるということですか。

福祉課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

平川委員 その人数と、もしその理由が、例えば長時間保育のニーズがあるからとか、そういうことがもしね。

委員長 小城町長。

町長 そういう詳しいことっていうのか、実際言うたら、黎明さんは3歳未満児が大体もう主でございますから。年少、年中、年長っていうのは、大体ほぼ保育所があれしますから。また、保育所の中で、また幼稚園行く方もおられますし。いろいろの関係あると思いますけども、大体黎明さんの場合は、この一番懸案であった3歳未満児の、奈良教育とかああいう方々の関係をここへ来ておられるという状況でございます。

平川委員 ただ、3歳未満児であっても、町立で今まで通っておられて、十分今までのところで通うこともできるわけですがけれども、あえてその黎明に変わるって、何かしら理由があるんですよね。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 町立保育園から黎明保育園のほうに4名の方が移られているわけですがけれども、この理由といたしまして、土曜の保育の必要性から移られたっていうふうに聞いております。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 今ちょっと出ました、その土曜の保育っていうののニーズっていうのはやっぱり高いと思います。黎明に移られた方がその理由をあげられるっていうことは、ほかの方もやはり同じように思っている方、あると思うんです。だから、保育園の平日の時間延長もですけども、

土曜日についての時間延長も、やっぱりどういう要望があるかっていうこともやっぱりしっかり受け止めていただきたいなと思います。聞いている分については、土曜日、もちろん日曜日に仕事される方もありますけれども、それより、土曜日、今、時間が早いということについては、もう少し延ばしてほしいという要望もありますので、その辺はちょっと心にとめておいていただきたいなと思います。

委員長 ほかに要望やご意見はございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ほかに理事者のほうからご報告されることは。植村住民生活部長。

住民生活部長 私から、社会福祉協議会の事業ではございますけれども、被災者支援ボランティアについてご報告をいたします。

社会福祉協議会におきましては、東日本大震災が発生した平成23年から支援ボランティアのバスを運行いたしまして、被災されました大槌町の支援を行ってまいりましたが、今年度も実施される運びとなりました。日程につきましては、7月30日木曜日から8月2日日曜日の3泊4日を予定しているところでございます。活動内容につきましては、現段階では、昨年と同様、菜の花を大槌町の河川敷に咲かせるための、その場所の除草等整地活動を予定しているということでございます。

以上、社会福祉協議会が行います被災地支援ボランティアのご報告といたします。

委員長 今回の報告に対しまして、何かご質疑はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、以上で各課報告事項について終わります。

続いて、その他について、各委員からご質疑があればお受けをいたします。 濱委員。

濱委員

すみません、住民課で発行されています住民票のことについて、ちょっとお伺いをしたいんです。住民票の謄本を請求すると、その費用が、人数によって謄本の発行の手数料が違うということで、具体的には、5人家族までの謄本をとったら、300円ですか、の費用でいいけれども、6人目になると、その倍をかけるというふうに聞いています。それはもう、それから5人ごとにふえていくんですけども、その辺のことで、子どもさんが4人目ができて、家族が6人になって住民票の謄本をとったら倍の金額だということなので、ちょっとその辺を説明をしていただきたいんです。

ちょっと聞きましたら、大分前からだということですし、近隣のところの料金体制がどうなのかなと、手数料が。その辺も教えてください。

委員長

安藤住民課長。

住民課長

すみません、住民票の手数料が、5人以上になりますと600円になるということで、今、議員さんのほうからご質問をいただきました。

当町におきましては、斑鳩町手数料条例におきまして、住民票の写し等交付手数料として、「1世帯に属する5人までの証明を行う場合にあっては、1通につき300円とし、5人をこえる証明を1通により行う場合にあっては、5人をこえる5人を増すごとに300円を加えた額とする」と定められております。

これにつきまして、いつごろから始まったのかということでご質問を受けておりますけれども、5人をこえる5人を増すごとにという決まりにつきましては、昭和43年4月に斑鳩町手数料条例が施行された当初からとなっております。現在の料金、300円、また、5人がふえましたら600円というふうになりましたのは、平成10年4月1日からと

なっております。

それから、議員さんのほうから、他市町村の状況はというふうにお尋ねいただきましたけれども、広域7か町のほうで申しますと、平群町、三郷町、安堵町が、5人を超える5人を増すごとに料金を倍にするという方式でございます。王寺町、河合町、上牧町につきましては、世帯員が何人であっても手数料を一律とするという方式となっております。以上でございます。

濱委員 43年から決まっているということで、料金については、まだ100円の時だったり、200円の時があったと思うんです。謄本なので、世帯主から全員の分が載りますね。そうしたら、この、ちょっと根拠を、今、43年当時にいらっしゃった方が多分いらっしゃらないと思うんですけれども、なぜ、じゃあ6人目になったら倍になるのかっていうのは、どのように解釈をされていますか。

住民課長 住民票謄本は1人につき1枚となっておりますので、枚数がふえますことから、この手数料として、5人を超えるごとに300円を加えるというのを基準としているものと考えております。以上です。

濱委員 そうしたら、6人家族の謄本をとったら6枚になるということですね。

住民課長 おっしゃるとおりでございます。

濱委員 そうしたら、もう一度重ねて聞きますけど、5枚までだったら300円だけど、6枚になったらプラス300円になるという解釈ですね。

住民課長 5枚までは500円ですけども、6枚になったら600円になるということでございます。以上でございます。

(「300円や」と呼ぶ者あり)

住民課長 失礼しました。5枚までは300円ですけれども、6枚になったら600円になるということでございます。すみません、訂正させていただきます。

濱委員 例がわかりません、例えば、8人家族の方もいらっしゃるかも知りませんので、6人以上っていうのは、何枚かっていうのは定かじゃないんですけども、1枚ふえるというか、7人家族だったらもう1枚ふえますね。それをくくって10人までの分は300円、300円というくくりで設定されていると思うんですけども、手数料なので、発行する手数料です。紙もちろん1枚余計に要りますし、6人のときですよ、1枚余計に要りますけれども、今の状況では、それこそ機械から打ち出しをされてくるのでね、職員の方の手間っていうんですか、手間暇っていうことについてはね、そんなに負担増ではないと思われま、昔のようなことはなくてね。ですので、この、ご夫婦2人と子どもさんが4人、この4人目の子どもさんっていうのを、やはり今、人口をふやしてほしい、子どもをふやしてほしいっていう、そういう中でね、4人目の方を出産されるっていう方もふえてほしいと思います。そのときに、住民票の謄本とったら高くなるからやめておくわっていう人はもちろんないんですよ。ですけど、手数料ということで考えると、この1枚ふえたために300円アップするっていうのは、年間に謄本とる回数がそんな頻繁でないにしろ、やはり住民の皆さんの支援というか、その辺のところでは、斑鳩町がこのプラス300円をとらなければならないっていう必然はないように思います。それで、行政っていうか、役場のやっぱり基本的なことっていうのは、手間がかかるとか、それから用紙、インクが要るとかいう、そういう手数料っていうもので、何も利益を得ようとしているわけじゃないので、これは本当にその費用を、請求にきた方に負担をしていただくっていうことでの手数料ですのでね、ですから、この場合のプラス、6人目からは倍、倍って言ったらおかしいですけど、もう300円かかるっていうところではね、ちょっと考え直しをしていただきたい

いなくてというのが、私の要望なんです。

それで、平群、三郷、安堵っていうのは、同じ生駒郡の中で足並みをそろえていらっしゃると思いますけども、この3つはそれぞれ300円、600円になるんですか。

住民課長 平群町と安堵町は300円が基本で、5人ふえるごとに600円というふうになっておりますけれども、三郷町につきましては、1世帯5人までを200円で、5人を超える5人を増すごとに200円という方式になっております。以上でございます。

濱委員 すみません、ちょっとついでに、王寺町、河合町、上牧町はどんな感じでしょうか。

住民課長 王寺町は1件につき200円でございます。河合町、上牧町は1件につき300円でございます。以上でございます。

濱委員 今、料金を聞かせていただいたら、生駒郡の中でも制度というか、倍になるっていうのは一緒でも、三郷町は基本となるのが200円だから、6人家族になったら400円ということですね。王寺町、河合町、上牧町は一律だということで、これはもう設定、200円、300円っていうふうに少額に設定をされているようです。近隣のところと何もかも一緒がいいのかとか、歩調を合わせなければならないとかいうことはもちろんないのでこういったことになっているのだと思いますけども、住民サービスという点で言いますと、極端な場合、今言われた市町村の中では斑鳩町、平群町、安堵町が、6人目までなると600円であると。ところが、一番安い王寺町は200円であると。これだけのやっぱり差があるっていうことはね、もう王寺って、すぐ隣です。住民票の謄本のとる料金が400円分安いから王寺町に引っ越そうっていう人は、それはないとは思いますが、その辺のところではね、近隣のところでそういう例があってされているということだったら、何か工夫ができないか

なと思うんですけども。条例改正とか、手数料条例の改正が必ず増額とか値上げっていうことでなくて、この部分も検討をちょっとしていただきたいなと思っています。

委員長 小城町長。

町長 先ほど住民課長が申しましたように、平成10年10月からですね、200円を300円ということで、議会のご承認をいただいていますから、当然、高い、安いとかいう問題よりも、やっぱり近隣がどうであるというよりも、斑鳩町としては、これでどうですかという、皆さん方にお諮りしたら、平成10年10月からその300円ということでやってきますので、当面はこの関係でいきたいと思っております。

濱委員 町長の考えはわかりました。平成10年というのは、ついこの間ですのでね。ですけど、要望として聞いていただきたいと思えますし、やっぱり住民サービスっていうところでは、細かいところで皆さん大変敏感にもなっているのは確かです。この件についてはね、なかなかね、こうなっているっていうのは、当事者でないと、お金払うときでないと気がつかないというか、そういったことで相談も受けましたので。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時32分 再開)

委員長 再開いたします。
濱委員、どうぞ。

濱委員 300円の分を条例で決めていただいたということは、平成10年の4月にそれが決定されていますけども、この中にあります人数の制限の

部分っていうのを外していただけないかなということが要望でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに委員さんからの質疑ございませんか。 平川委員、どうぞ。

平川委員 この4月からのごみの、高齢者の方のご自宅までとりに行くっていうのが始まっているんですけども、その実施状況を伺えますでしょうか。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 お尋ねの件、安心サポートごみ収集の件でございます。現在、17名の方に申し込みをいただいて、それぞれ審査をいたしまして、現在、その17名の方、毎週、週2回、自宅のほう、安否確認を行いながらごみの収集を行っているところであります。

平川委員 分別なんですけれども、やはり高齢になってきましたらごみの分別するのがなかなか難しいっていうこともあると思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

環境対策課長 この安心サポートごみ収集、お声がけをさせていただいてその住民の方の状況も確認するという事なので、分別の状況、お手伝い、例えば分別がわからないという相談があれば、これは不燃ごみですよ、これは何々ごみですよというご相談には応じているんですけど、実際分別をしていただくのは、その本人さんか、もしくは来ていただいているヘルパーさんにやっていただいているというのが現状であります。

平川委員 現状としては、分別はきちっとできているのでしょうか。

環境対策 一部ですね、指定ごみ袋が違ったということがございましたが、分別

課長 のほうはしていただいております。

平川委員 新しいサービスが始まったばかりで、すごく歓迎されるサービスだと思うんですけども、なかなか高齢になってくると分別をするのが非常に大変になってくるといこともありますので、今後の課題としてまたそういうことに、念頭においていただければなと思いますので、要望させてもらいます。

委員長 ほかに委員の皆さま方からご意見ございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、ごみのこと、続いて聞くんですけども、リサイクルをされているので、生ごみとか、木くずとか、草とか、こういったもののリサイクルは、どのような状況でしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

委員長 それでは再開をいたします。

ほかに委員の皆さま方からご意見、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

ちょっと私のほうから1点、皆さま方にご報告なんですけれども、3月の26日にですね、シルバー人材センターのほうから議会に対して住民懇談会のご要望が、要請がありまして、議会としてお受けをされ、厚生常任委員会と建設水道常任委員会の2つの委員会が担当をさせていた

できました。条例制定後初めての各種団体との住民懇談会ということと
ですね、受けたところがですね、厚生と建水、2つにまたがった、そして、
いただいたご要望がですね、総務のほうに係ることがほとんどでしたので、
議会として、今後、住民懇談会受けた後にですね、どういうふうにもう一度
取り扱っていくのかということですね、議会運営委員会のほうで諮らせて
いただきたいというふうに思いますけれども、皆さま方ちょっと、なかなか
3月26日、改選前、統一の前でしたので、ちょっと経緯がわからないかも
しれませんけれど、それを踏まえまして、ちょっと皆さま方にご報告を
させていただきたいなというふうに思っておりますけれども、この件について、
皆さま方どういうふうにご意見、何かご意見ございますでしょうか。

厚生常任委員会の、福祉課というのはですね、シルバー人材センターを
支援する側の立場ですのでね、こうやって今回、シルバー人材センターから
いただいたご要望というのはですね、回答するのが総務、総務のほうの回答
する内容ばかりでしたので、ほぼ。また、それを厚生常任委員会でやるのか、
それともまた、そうなってきますと、建設水道常任委員会はどういうふう
に取り扱いをするのかというふうにもかかわってきますので、一度、ちょ
っと議会運営委員会のほうで、もう一度調整をさせていただきたいという
ふうに思いますけれども。

(「まず、これ、議運で諮ってもらうのが筋じゃないの
かいな、ここで話しするより。そんな感じじゃないけど
ね。まず議運でちょっと」と呼ぶ者あり)

委員長

そのように諮らせていただきますので、皆さま方にはよろしくお願
いいたします。

それでは、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これもちまして、本日の厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さま、どうもお疲れさまでした。

(午前10時41分 閉会)